ACSES ニュースレター_２２９０号（2022 年 3 月 31 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇【大阪府堺市堺区】民家兼工場で火事　「ストーブから火が上がった」　住人２人はすでに避難<放送報道>
◇医薬品卸 3 社に課徴金命令　計 4．2 億円、落札率 99％　公取委<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・火災のクリーニング工場　去年の事故の報告書未提出で書類送検<放送報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「令和３年中の救急出動件数等（速報値）」の公表<消防庁>
・「二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書」の公表<消防庁>
・水俣病認定、7 人全員敗訴　胎児・小児期被害で、熊本<Web 報道>／水俣病認定求める請求、熊本地裁が棄却　深刻化の時期に胎児や子ども／水俣病の認定求めた 7 人の請求棄却　水銀原因「合理的に説明できず」<放送報道>
・公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 125 号）<官報>
・公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境省告示第 39 号）<官報>
・公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（環境省告示第 40 号）<官報>
・労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 49 号）<官報>
・労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（厚生労働省告示第 107 号）<官報>
・「気をつけよう 暮らしの事故」の発行について <日本化学工業協会>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷の取扱いについて<厚生労働省>
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除<厚生労働省>
・食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正（原子力災害対策本部策定）<厚生労働省>
・「食品と放射能 QandA ミニ」第 7 版の英語版、中国語版、韓国語版を作成しました。（2022 年 3 月 30 日更新）<消費者庁>
[原子力施設全般]
・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 2 号）<官報>
・女川原発の再稼働 24 年 2 月想定　東北電、完工時期の見直しで<Web 報道>
・東電、原子力部門の一部を新潟に　原発再稼働に向け、信頼回復ねらう<新聞報道>
[大震災対策]
・「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の公表<消防庁>
・災害情報の伝達に関する協定の締結<消防庁>
・地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果<消防庁>
・地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果<消防庁>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表

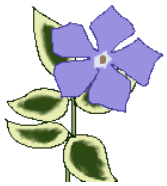

蔓日日草（ツルニチニチソウ）

［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
［3］「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表について〈消防庁〉
［4］農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬抄録及び評価書を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
［5］食品安全衛生関係
◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 21 号）〈官報〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
［6］廃棄物関係
◇使い捨てプラ製品、4 月から削減義務化　有料化になぜ企業足踏み？〈新聞報道〉
［7］温暖化対策関係
◇建築物の省エネ法改正案、見送りの公算大　「脱炭素」に逆行の懸念も〈新聞報道〉
［8］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　５件　　［調査結果］　１件
［9］その他省庁発表　　３件
［10］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：２件　　◇その他：２件
［付録］
◇ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！－SNS での義援金詐欺－〈国民生活センター〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇【大阪府堺市堺区】民家兼工場で火事　「ストーブから火が上がった」　住人２人はすでに避難
＜読売テレビ　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.ytv.co.jp/press/kansai/141474.html
　大阪府堺市の民家兼工場で３０日午後、火事があり、現在も消火活動が続いている。
　火事があったのは同市堺区榎元町の民家兼工場で、３０日午後４時２０分ごろ、通行人から「火災が発生している」と消防に通報があった。消防車２５台が出動し、現在も消火活動が続いている。
　住人２人はすでに避難していて、ほかにケガ人がいるかどうか府警と消防が調べている。府警によると、住人は「ストーブから火が上がった」と話しているという。

◇医薬品卸 3 社に課徴金命令　計 4．2 億円、落札率 99％　公取委
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022033000817&g=eco
　独立行政法人「地域医療機能推進機構」が発注した医療用医薬品の入札をめぐる談合事件で、公正取引委員会は 30 日、独禁法違反（不当な取引制限）で、医薬品卸大手 3 社に計 4 億 2385 万円の課徴金納付を命じた。
　再発防止を求める排除措置命令も出した。
　命令を受けたのは、アルフレッサ（東京都千代田区）、東邦薬品（世田谷区）、スズケン（名古屋市）。メディセオ（東京都中央区）も違反認定されたが、調査前に申告したため処分は免れた。
　公取委によると、4 社は 2016 年と 18 年、同機構発注の医療用医薬品の入札で受注調整していた。担当者らが貸し会議室に集まり、受注比率と落札予定者を決定。その後、応札価格を書いた紙を東京駅付近で受け渡し、情

報交換していた。

同機構は入札前、4 社に参考見積価格を尋ねたが、4 社はその際にも相談し、高い金額を提示。落札率は約 99%だったという。

排除措置命令には、こうした情報交換をしないことや社内の違反申し出制度を整備することなどが盛り込まれた。

事件をめぐっては、公取委が 19 年 11 月に 4 社を独禁法違反容疑で強制調査。20 年 12 月、メディセオを除く 3 社を告発し、東京地検特捜部が起訴した。東京地裁は昨年 6 月、3 社にそれぞれ罰金 2 億 5000 万円、3 社の元幹部ら 7 人に執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。

アルフレッサホールディングス（HD）と東邦 HD、スズケンは「命令を厳粛に受け止め、再発防止策を徹底する」とコメント。メディセオの親会社メディパル HD も「信頼回復に努める」とした。

◇事故、事件の続報

・火災のクリーニング工場　去年の事故の報告書未提出で書類送検

＜琉球朝日放送　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.qab.co.jp/news/20220330149325.html

那覇労働基準監督署は 29 日火災のあった糸満市のクリーニング工場について 2021 年年の爆発事故の報告書を提出していなかったとして会社と役員を書類送検していたことが分かりました。

2021 年 5 月に発生した焼却炉の爆発事故の報告書を提出してなかったとして安全衛生法違反などの疑いで書類送検されたのは大洋クリーナーと 30 代の取締役専務の男です。

労働基準監督署は今後の捜査に支障が出るとして認否を明らかにしていません。

この工場では 29 日の火災の他 2021 年 5 月と 10 月にボイラーの爆発事故が起きていて 10 月の事故では男性従業員が死亡しました。

那覇労働基準監督署は、29 日の火災の原因究明を進め、違反があれば行政指導をする方針です。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・「令和３年中の救急出動件数等（速報値）」の公表

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/86950fa7e48dd9fae080df4e31415e80473ef326.pdf

令和３年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。

救急出動件数、搬送人員とも対前年比で増加

令和３年中の救急自動車による救急出動件数は 619 万 3,663 件（対前年比 26 万 386 件増、4.4%増）、搬送人員は 549 万 1,469 人（対前年比 19 万 7,639 人増、3.7%増）で救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で増加しました。

※ 速報値としての公表であり、精査の結果、数値を修正する可能性があります。

※ 本資料のうち、令和２年以前の数値は確定値となります。

資料の入手方法

資料については、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載するほか、総務省消防庁救急企画室（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・「二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書」の公表

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 30 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220330_nisankatanso.pdf

消防庁では、令和２年 12 月から令和３年４月にかけて二酸化炭素を消火剤とする 不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次 いで発生したことを受け、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「特殊 消火設備の設置基準等に係る検討部会」において、再発防止策のあり方について検討してきました。

１ 検討結果のポイント（詳細は別添参照）

○ 二酸化炭素消火設備に係る事故の概要
① 令和２年 12 月 22 日、愛知県名古屋市のホテルにおいて、機械式駐車場内でのメンテナンス工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出した（死者１名、負傷者 10 名）。
② 令和３年１月 23 日、東京都港区の事務所ビルにおいて、二酸化炭素消火設備の点検中に、二酸化炭素の消火剤の貯蔵容器を設けた場所で二酸化炭素が放出した（死者２名、負傷者１名）。
③ 令和３年４月 15 日、東京都新宿区の共同住宅において、機械式駐車場内での天井ボードの張替え工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出した（死者４名、負傷者２名）。
○ 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策
主に以下の再発防止策等を講じることとすべきであるとされました。
① 工事等に際し、防護区画内に人が立ち入る場合は、建物関係者の責任において、閉止弁を閉止した状態に維持すること。
② 二酸化炭素消火設備には、既存設備も含め、「閉止弁」を設置すること。
③ 二酸化炭素消火設備が設置されている建物の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うこと。
等
○ 二酸化炭素以外の消火剤への切替え
二酸化炭素消火設備の新規設置の抑制や、既存設備の消火剤の切替えの推進のため、引き続き、二酸化炭素以外の消火剤の消火性能等に係る技術的な課題について検討していくべきであるとされました。
２ 今後の予定
消防庁では、本検討結果を踏まえ、二酸化炭素消火設備に係る政省令の改正を行うこととしています。また、消防機関や関係団体等を通じ、建物関係者及び工事等を行う業者への再発防止策の周知を行うこととしています。
３ その他
報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-105.html）

・水俣病認定、7 人全員敗訴　胎児・小児期被害で、熊本
＜共同通信　2022 年 3 月 30 日＞　https://nordot.app/881776008131837952?c=39546741839462401
公害健康被害補償法に基づく水俣病の患者認定申請を退けられた熊本、鹿児島県の 7 人が、両県に棄却処分の取り消しと認定義務付けを求めた訴訟の判決で、熊本地裁は 30 日、「原告の症状がメチル水銀由来とは合理的に説明できず、水俣病とは認められない」とし、全員の請求を退けた。原告側は控訴する方針。
7 人は「水俣病被害者互助会」の 62～69 歳の男女。水俣病が公式確認された 1956 年前後、原因企業チッソの工場排水で汚染された不知火海沿岸で生まれ、日常的に魚介類を食べていたとして、胎児・小児期の水銀被害を訴えた。

・水俣病認定求める請求、熊本地裁が棄却　深刻化の時期に胎児や子ども
＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z3Q9DQ3VTLVB00F.html
九州の不知火海沿岸地域で生まれ育った男女 7 人が、水俣病の患者と認めなかった熊本、鹿児島両県の決定の取り消しと患者認定を求めた訴訟で、熊本地裁は 30 日、全員の請求を認めなかった。
7 人は、水俣病が公式確認された 1956（昭和 31）年前後に生まれた 62～69 歳の男女。原因企業チッソの水俣工場が流した廃水による不知火海の水銀汚染が深刻化し、重症患者が相次いで確認された時期に胎児・小児だった。
幼いころから手足のしびれやふるえ、こむら返りなどに苦しんできたとして、公害健康被害補償法（公健法）に基づき水俣病患者に認定するよう県に申請した。だが患者と認められず、2015 年 10 月に提訴した。
原告の 7 人を含む計 8 人は 07 年、国と熊本県、チッソに損害賠償を求める訴訟を起こした。一審・熊本地裁は 3 人への賠償を命じたが、二審・福岡高裁は被告側の主張に基づき、感覚障害やこむら返り、めまいといった原告の症状はメチル水銀が原因ではなく、他の疾患の可能性があるなどとして全員の請求を棄却。最高裁が今年 3 月 8 日付で上告を退ける決定をして、原告敗訴が確定した。

今回の患者認定を求める訴訟でも、両県は原告の症状はメチル水銀による可能性が低く、糖尿病やアルコール性の神経障害などを想定できると主張した。これに対し、原告はメチル水銀による可能性が極めて高いと反論していた。

・水俣病の認定求めた 7 人の請求棄却　水銀原因「合理的に説明できず」
＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z6QWQQ3ZTIPE007.html
不知火海沿岸地域で生まれ育った男女 7 人が、水俣病の患者と認めなかった熊本県と鹿児島県の決定を取り消し、患者に認定するよう求めた訴訟の判決が 30 日、熊本地裁であった。佐藤道恵裁判長は、原告 7 人のいずれも水俣病の患者とは認められないとして、全員の請求を棄却した。原告側は控訴する方針。
7 人は、水俣病が公式確認された 1956（昭和 31）年前後に生まれた 62～69 歳の男女。原因企業チッソの水俣工場が流した廃水による不知火海のメチル水銀汚染が深刻化し、重症患者が相次いで確認された時期に胎児・小児だった。幼いころから手足のしびれやふるえ、こむら返りなどに苦しんできたとして、公害健康被害補償法（公健法）に基づく患者認定を県に申請したが認められず、2015 年 10 月に提訴した。
両県側は、原告の症状はメチル水銀による可能性が低く、糖尿病やアルコール性の神経障害などを想定できると主張した。
判決は、原告のいずれもメチル水銀に一定程度曝露（ばくろ）し、一部の原告は高濃度に曝露していたと認めた。だが症状が出たのは曝露が終わってから 20～30 年経っており、メチル水銀によるものとは「合理的に説明できない」とした。
また、水俣病の典型的な症状…

・公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 125 号）
［官報］ 令和 4 年 3 月 30 日　号外　第 68 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680004f.html

あらまし

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 125 号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万七、一〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）
2　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万円に改めることとした。（第二四条関係）
3　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、四三円七三銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）
4　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、九九一円七五銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）
5　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和 4 年 3 月 30 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 125 号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。
公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。第二十三条の表一の項中「三万七千二百円」を「三万七千百円」に改め、同表二の項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。
第二十四条中「六十八万四千円」を「六十七万円」に改める。

第三十四条第一号中「四十六円五十三銭」を「四十三円七十三銭」に改める。

別表第五の一の項中「二千六十九円四十八銭」を「千九百九十一円七十五銭」に改め、同表の二の項中「千三百九十九円九十四銭」を「千三百四十七円三十六銭」に改め、同表の三の項中「千二百七十八円二十一銭」を「千二百三十円二十銭」に改め、同表の四の項中「千二百十七円三十四銭」を「千百七十一円六十二銭」に改め、同表の五の項中「九百十三円一銭」を「八百七十八円七十二銭」に改め、同表の六の項中「百三十五円二十六銭」を「百三十円十八銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和四年三月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和三 年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　　山口　　壮
内閣総理大臣　　岸田　文雄

・公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境省告示第39号）

［官報］ 令和４年３月30日　号外　第68号　191～192頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680191f.html

○環境省告示第39号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和四年三月三十日　　環境大臣　山口　　壮

年　齢　階　層	性　別	
	男子	女子
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	二六五、三〇〇円	二二一、四〇〇円
昭和五十七年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	二九四、四〇〇円	二二二、一〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	三一七、三〇〇円	二二八、二〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	三三八、四〇〇円	二三〇、九〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三六一、四〇〇円	二三三、三〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三五五、五〇〇円	二二八、六〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの開に生まれた者	二六四、二〇〇円	一九四、〇〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	二二七、七〇〇円	一七九、二〇〇円
昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二二二、四〇〇円	一七九、三〇〇円
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	二六五、三〇〇円	二二一、四〇〇円

附　則

１　この告示は、令和四年四月以降の月分の障害補償費について適用し、令和四年三月以前の月分の障害補償費

については、なお従前の例による。

２　令和三年三月環境省告示第二十九号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

・公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（環境省告示第40号）

［官報］　令和４年３月30日　号外　第68号　192頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680192f.html

〇環境省告示第40号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和四年三月三十日　　環境大臣　山口　　壮

年　齢　階　層	性　別	
	男子	女子
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二七七、六〇〇円	一九九、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二九六、一〇〇円	二〇二、一〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三一六、二〇〇円	二〇四、一〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三一一、一〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	二三一、二〇〇円	一六九、八〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの開に生まれた者	一九九、三〇〇円	一五六、八〇〇円
昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	一八六、七〇〇円	一五六、九〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二七七、六〇〇円	一九九、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二九六、一〇〇円	二〇二、一〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三一六、二〇〇円	二〇四、一〇〇円

附　則

１　この告示は、令和四年四月以降の月分の遺族補償費及び令和四年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用し、令和四年三月以前の月分の遺族補償費及び令和四年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

２　令和三年三月環境省告示第三十号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

・労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第49号）

［官報］　令和４年３月30日　号外　第68号　33～42頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680033f.html

---

・労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（厚生労働省告示第 107 号）
［官報］ 令和４年３月 30 日 号外 第 68 号 169～171 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680169f.html
---

・「気をつけよう 暮らしの事故」の発行について
＜日本化学工業協会(JCIA) 2022年3月22日＞ https://www.nikkakyo.org/news/page/9406

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷の取扱いについて（原子力災害対策本部長指示）
＜厚生労働省 2022 年３月 30 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Rb_5nmp6eq1f48LXY
本日、原子力災害対策本部は、福島県から提出された「令和４年産米(2022 年産米)に関する福島県管理計画」を踏まえ、福島県に対し、福島県の一部地域※で産出される令和４年産米(2022 年産米)のうち、県の定める管理計画に基づかない米の出荷制限を指示しました。

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）
＜厚生労働省 2022 年３月 30 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xT95Hur6-i3fY0NXY
本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた以下について、解除を指示しました。
（１）福島県福島市で産出されたユズ
（２）宮城県丸森町まるもりまち（旧金山町かねやままち、旧舘矢間村たてやまむら及び旧大張村おおはりむらの区域に限る）で産出されたタケノコのうち、県の定める出荷・検査方針（※）に基づき管理されるもの
（※）非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

・食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正（原子力災害対策本部策定）
＜厚生労働省 2022 年３月 30 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h307XKi4uG-dIQMVY
原子力災害対策本部においては、地方公共団体が実施する食品中の放射性物質検査の検査計画や原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いに関するガイドラインを定め公表しています。
本日、令和３年４月以降の検査結果等を踏まえて、原子力災害対策本部がガイドラインの改正を行いましたのでお知らせします。

- 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方
https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000920657.pdf

主な改正点

- 検査対象品目の見直し（改正後のガイドラインＰ４-Ｐ５、別表、参考）
  - o 直近約１年間の検査結果を踏まえ、検査対象品目を見直し。

改正経緯

平成 23 年４月４日：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）を公表。
平成 23 年６月 27 日：放射性ヨウ素の減少を踏まえ、放射性セシウム対策を主眼とするとともに、茶、水産物、麦類の取扱いを規定。検査対象に国民の摂取量の多い食品を追加。
平成 23 年８月４日：個別品目に牛肉、米の取扱いを追加。
平成 24 年３月 12 日：平成 23 年の検査結果、平成 24 年４月１日施行の基準値を踏まえた改正。
平成 24 年７月 12 日：平成 24 年４月以降の検査結果及び出荷制限対象食品の多様化を踏まえ、検査対象品目、出荷制限の解除要件等を改正。個別品目に大豆及びそばの取扱いを追加。

平成25年３月19日:平成24年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。水産物や野生鳥獣の移動性及びきのこ等の管理の重要性等を考慮した出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に原木きのこ類を追加。
平成26年３月20日:平成25年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。検査対象品目に事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目を追加。
平成27年３月20日:平成26年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。牛肉の検査頻度について、農家ごとに３ヶ月に１回程度から、12ヶ月に１回程度とすることができることを追加。
平成28年３月25日:平成27年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。関係者の意向を十分に踏まえて、新たな検査体制とその導入時期の検討等を追記。
平成29年３月24日：原発事故から５年以上が経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化。これまでの検査結果の集積を踏まえた検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等の見直し。
平成30年３月23日:平成29年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。
平成31年３月22日:平成30年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目に野生鳥獣の肉類を追加、大豆を削除。
令和２年３月23日:平成31年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目の牛肉の取扱いの見直し。
令和３年３月26日：令和２年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目のきのこ・山菜類等の取扱いの見直し。

参考

食品中の放射性物質の検査及び出荷制限等に関する情報（厚生労働省ホームページ）

- 食品中の放射性物質の検査結果
- 関係都県が定めた食品中の放射性物質の検査計画
- 出荷制限等の品目・区域の設定の経緯
- 出荷制限等の品目・区域の解除の経緯
- 現在出荷制限等の指示が出されている品目・区域の一覧

・「食品と放射能QandAミニ」第7版の英語版、中国語版、韓国語版を作成しました。(2022年3月30日更新)
＜消費者庁　2022年3月30日＞
https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/understanding_food_and_radiation/material/#mini

---

[原子力施設全般]

・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第２号）

［官報］ 令和４年３月30日　号外　第68号　77～82頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680077f.html

○原子力規制委員会規則第２号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和４年３月30日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府通商産業省令第一号）　別表第三

四　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第四

五　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第五

六　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第六

七　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）　別表第七

八　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）　別表第八

九　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第九

十　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）　別表第十

十一　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第十一

十二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第十二

十三　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第十三

十四　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第十四

十五　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第十五

第二条　前条各号に定める表中の傍線の意義は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めることとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告）	（事故故障等の報告）

第十六条の十四　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	**第十六条の十四**　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第六条の十**　法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第六条の十**　法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第七条の七**　法第六十二条の三の規定により、製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　略］	（事故故障等の報告） **第七条の七**　法第六十二条の三の規定により、製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第四　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第五　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第五条**　法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、	（事故故障等の報告） **第五条**　法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、

その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　略］ ２　核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　略］	その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　同上］ ２　核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第六　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第十九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第十九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第七　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第五条の二**　法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　略］	（事故故障等の報告） **第五条の二**　法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第八　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第二十五条**　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　略］	（事故故障等の報告） **第二十五条**　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第九　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第百三十四条**　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。	（事故故障等の報告） **第百三十四条**　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。	十三　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。
［十四　略］	［十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第三十五条**　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。	（事故故障等の報告） **第三十五条**　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
［一～十　略］	［一～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十一　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告）	（事故故障等の報告）

第二十二条の十七　法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければ ならない。 ［一～十一　略］	**第二十二条の十七**　法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければ ならない。 ［一～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第三十五条の十六**　法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第三十五条の十六**　法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十三　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第四十三条の十三**　法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第四十三条の十三**　法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十四　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第百二十九条**　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］ 十三　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電	（事故故障等の報告） **第百二十九条**　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］ 十三　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電

用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。 ［十四　略］	用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。 ［十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十五　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（事故故障等の報告） **第八十九条**　法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十一　略］	（事故故障等の報告） **第八十九条**　法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

・女川原発の再稼働 24 年 2 月想定　東北電、完工時期の見直しで

＜共同通信　2022 年 3 月 30 日＞　https://nordot.app/881849365198028800?c=39546741839462401

・東電、原子力部門の一部を新潟に　原発再稼働に向け、信頼回復ねらう

＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z7F9CQ3ZULFA00G.html

---

[大災害対策]

・「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の公表

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 30 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220330_kiho_1.pdf

消防庁では、津波・水害による小規模な屋外貯蔵タンクの移動・転倒や石油類の流出等 の防止に資するため、「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討 会」を令和２年度から２カ年にわたって開催し、調査・検討を行いました。 この度、検討会報告書がとりまとめられましたので、公表します。

１ 報告書の概要（詳細は別添参照）

消防庁の「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的資金）で研究開発された、比較的安価かつ容易な方法で施工可能な対策工法をもとに、小規模な屋外貯蔵タンクを対象とした炭素繊維強化プラスチック（ＣＦＲＰ）を用いた２つの津波・水害対策工法について検討を行いました。

（１）数値解析による有効性の確認

タンク容量（500kL 以下）や貯蔵液位などが異なるケースで数値解析を行いました。解析の結果、対策工法に

より、全てのケースで限界津波水位が高くなることを確認しました。
（２）津波実験及び浸水実験の実施
数値解析の妥当性を確認するため、対策工法を施工した 3.45kL の模型タンクに対して、津波を模擬した波を当てる実験と、水害を想定しタンクを浸水させる実験を行いました。実験においてタンクが移動したり浮き上がったりすることはなく、実験で得られたデータと数値解析の結果を比較することで、対策工法の有効性を確認するとともに数値解析の妥当性を確認することができました。
２ ガイドラインの策定
危険物保安室では検討結果を踏まえ、対策工法に係る適用条件や施工方法のガイドラインを策定しました。本ガイドラインは一定の津波・水害に有効に働く小規模屋外貯蔵タンクの設備的対策の工法例として、タンク所有者等が自主保安を推進するために参考となる指針として各都道府県へ周知します。
［別添資料］
「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の概要は、別添のとおりです。
また、報告書全文並びにガイドラインは、消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-97.html）

・災害情報の伝達に関する協定の締結

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 29 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/1db3eb111e14ef8cb41effa44afe4fd3ffe7dcca.pdf
全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」という。）で配信する情報等 について、一般に広く提供することを目的として、消防庁と一般社団法人 日本パブリックビューイング協会(以下「ＪＰＶＡ」という。)との間において、災害情報の伝達に関する協定を締結することとしましたのでお知ら せします。
１　協定内容
ＪＰＶＡが、消防庁を経由して災害に関する情報の提供を受け、これら の情報をＪＰＶＡのシステムにより、加盟事業者が管理運営する国内の大 型ビジョンに表示することにより、一般に広く情報提供すること。
２　協定締結日　　令和４年３月９日

・地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 30 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/b22f94f657688340bac4c70b95f05959b8fffb49.pdf
消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、この度、令和３年６月１日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
市町村における調査結果の概要
○ 策定済団体数は、昨年度から 49 団体増加し 1,693 団体となった。［策定率 97.2%］
○ 重要６要素全ての策定済団体数は、昨年度から 50 団体増加し 596 団体となり、内容充実の取組みが着実に進んでいる。
○ 災害時の業務継続性の確保の観点から、重要６要素を盛り込むなど計画内容の一層の充実が求められる。

・地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 30 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220330_bousai_2.pdf
消防庁では、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査を実施し、この度、令和３年６月１日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
市町村における調査結果の概要
○ 設置済団体数は、昨年度から 20 団体増加し市町村で 1,656 団体となった。［設置率 95.1%］
○ 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間 72 時間以上の確保や、浸水対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

****

[2] *［特集］新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇コロナ、1カ月半ぶりに増加　オミクロン派生型、週内に6割

＜共同通信　2022年3月31日＞　https://nordot.app/881834262888742912?c=39546741839462401

厚生労働省に新型コロナウイルス対策を助言する専門家組織は30日会合を開き、全国の感染状況を分析。直近1週間の全国の新規感染者数は、前の週と比べて1.04倍となり、約1カ月半ぶりに増加に転じた。専門家組織は「リバウンドの可能性も懸念される」として注意を呼び掛けた。

国立感染症研究所は、オミクロン株の派生型「BA・2」の割合が週内に6割に達し、主流化するとの推計を示した。

分析結果によると、29日までの直近1週間の新規感染者数は、北海道や東京、大阪、福岡、沖縄など各地で前週よりも増加した。

東京は検査の陽性率が上昇しており、リバウンドの兆候がみられるという。

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=PceB5hICAtUnm9OvY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月30日版）

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y1rDPjo6D_NcUNFY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzl_GOz8_CvZZUNRY

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=CfO10iY2NuETr4qbY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Uavtin5ubrlL99PDY

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzl_GOz8_CvZZUJRY

・地方自治体における検査計画について

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x1bPMjY2A_9QWJ1Y

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzF3EOT09CPRbUJZY

・質問票の提出について掲載しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Afu8X8nzdqDjV26TY

・第78回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和4年3月30日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022年3月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Bf-4W833cqTnU2-XY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン3回目接種　“発症予防効果は68.7%”長崎大などの研究

＜NHK　2022年3月31日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220331/k10013560151000.html

****

[3] 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表について

＜総務省消防庁　2022年3月29日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220329_kiho_1.pdf

消防庁では、令和３年５月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、新たな化学物質について調査検討を行いました。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので公表します。

【報告書概要】

事故の情報、文献等から、危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質（火災危険性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第２条第７項の危険物に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

また、令和３年度に毒物・劇物に新たに指定された物質から、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第９条の３の消防活動阻害物質に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

１　危険物に新たに追加すべき物質はありませんでした。

２　**消防活動阻害物質**について、以下の 1 物質を指定することが適当とされました。

４－メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（４－メチルベンゼンスルホン酸５％以下を含有するものを除く。）＊）

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※報告書全文については、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）に掲載します。

＊）４－メチルベンゼンスルホン酸　　CAS 番号：104-15-4　　＜ACSES 事務局調べ＞
　　→　ACSES-DB データ対応済み

****

[4] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 3 月 25 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 3 月 25 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 21 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 30 日　号外　第 68 号　28～31 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680028f.html

○内閣府令第 21 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 30 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌

（任意表示）

第二十一条　食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量	１　［略］ ２　たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体並びにその他これらを示唆する表現を表示しようとするときは、当該栄養成分（別表第九に掲げるものに限る。）をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
ナトリウムの量	１　［略］ ２　食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量の項の１に従い表示する。
［略］	

別表第九　（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	○と表示することができる量
［略］				
脂質	［略］	ゲルベル法又は溶媒抽出重量法	［略］	［略］
［略］				
クロム	［略］	原子吸光光度法、誘導合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法	［略］	［略］
セレン	［略］	蛍光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	［略］	［略］
［略］				
ヨウ素	［略］	滴定法、ガスクロマトグラフ法又は誘導結合プラズマ質量法	［略］	［略］
［略］				

別表第十二（第七条関係）

栄養成分	高い旨の表示の基準値		含む旨の表示の基準値		強化された旨の表示の基準値
	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル	百キロカロリー当たり	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル

	当たりの場合）		当たりの場合）		当たりの場合）
［略］					
ビタミンK	［略］	十五マイクログラム	［略］	［略］	［略］
［略］					

別表第十六（第二条関係）

［１～８ 略］

９ からしな

別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
［略］	
からしな	

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	［略］	［略］
［略］		

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
［略］	
しょうゆ	１ 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 ２ 「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本農林規格に規定するこいくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 ［３～８ 略］ ［表 略］
［略］	
食用植物油脂	１ 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）に規定する精製サフラワー油、サフラワーサラダ油、精製ぶどう油、ぶどうサラダ油、精製大豆油、大豆サラダ油、精製ひまわり油、ひまわりサラダ油、精製とうもろこし油、とうもろこしサラダ油、精製綿実油、綿実サラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製こめ油、こめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。
［略］	

別記様式一（第八条関係）

［略］
備考
［１～12　略］
12　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。
」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

附　則
この府令は、公布の日から施行する。
――――――

◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2022 年 3 月 23 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=2&from_day=26&to=struct&to_year=2022&to_month=3&to_day=11&max=100
2 月 26 日～3 月 11 日の海外情報が更新された。 食品安全総合情報システムで検索できる。
****
［6］*廃棄物関係*
◇使い捨てプラ製品、4 月から削減義務化　有料化になぜ企業足踏み？
＜朝日新聞　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3X7JK0Q3XULBJ016.html
コンビニなどで配られるフォークなどの使い捨てプラスチック製品について、提供する企業に削減を求める「プラスチック資源循環促進法」が来月 1 日、施行される。環境省によると、有料化するのは一部に限られ、軽量化や素材変更で対応する業者が多いという。
プラ製品「添加剤」、汚染広がりに懸念　野生生物や人から見つかる
削減対象となるプラ製品はフォークやスプーン、歯ブラシ、ハンガーなど 12 品目。コンビニやスーパーなど小売業や飲食店、宿泊業、クリーニング業などが削減目標の設定や提供方法の見直しを求められる。
具体的には、有料化▽ポイント還元▽消費者への意思確認▽軽量化や原材料の工夫▽繰り返し利用可能な製品を提供――などから事業者が選ぶ。有料化するスーパーや飲食店などもあるが、レジ袋のように有料化を義務づけるものではないため、「有料化は一部で、軽量化や素材変更で削減をめざす業者が多い」（環境省リサイクル推進室）という。
2020 年のレジ袋有料化後、同省の調査では受け取りの辞退率が倍増しており、環境 NGO など 27 団体は「有料化が削減に有効」として義務づけを求めている。一方、「物価高が続く中、消費者に負担となる有料化は難しい」（全国スーパーマーケット協会）との慎重論もある。
同法はプラごみ削減やリサイ…
****
［7］*温暖化対策関係*
◇建築物の省エネ法改正案、見送りの公算大　「脱炭素」に逆行の懸念も
＜朝日新聞　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z5678Q3XULFA02F.html
国土交通省が、今国会で予定していた建築物の省エネ化を進めるための法案の提出を見送る公算が大きくなっている。今夏の参院選に加えて国交省の統計不正問題で、法案審議に割ける時間がとれなくなったためだ。関係者からは、政権が掲げる「2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」の目標に逆行するとの声が上がっている。
提出を見込んでいたのは、住宅やビルの断熱性能の基準を定める「建築物省エネ法」の改正案。25 年度までに住宅などすべての新築建物に一定の省エネ基準への適合を義務づける。これまでは大規模なオフィスビルなどに限られていた。
政府は今国会で法案を提出する方針だったが、国会開会時に国交省が発表した 5 本の提出予定法案には含まれ

なかった。28 日の参院決算委員会で、提出の見通しを問われた岸田文雄首相は「しっかりとした準備を行い、法案を提出していきたい」と述べ、明確な答弁を避けた。

参院選の年は与党が通常国会の会期延長を嫌うため、政権は法案数を絞ったり、野党と対立しそうな法案の提出を見送ったりするのが通例だ。ただ、国交省幹部は「過去に参院選があった年でも（法案を）6 本は通している。建築物省エネ法は野党と激しく対立する話でもない」と言う。

むしろ昨年 12 月に国交省の…

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件に関する意見募集について

＜厚生労働省　2022 年 3 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210475&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇消防防災科学技術研究推進制度の令和４年度研究課題の採択

＜総務省消防庁　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220329_yobou.pdf

---

◇「低濃度 PCB 含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き（案）」 に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2022 年 3 月 23 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210082&Mode=1

◇土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び意見募集 （パブリックコメント）の実施結果について

＜環境省　2022 年 3 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110756.html

---

◇食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に関する意見募集の結果について

＜消費者庁　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027983/

◇食品表示基準の一部改正案に関する意見募集の結果の公示について

＜消費者庁　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027990/

[調査結果]

◇消費者保護のための啓発用デジタル教材を活用した調査実証事業における報告書の公表について

https://www.caa.go.jp/notice/entry/028126/

****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 651 号）

［官報］ 令和 4 年 3 月 30 日　号外　第 68 号　178～180 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680178f.html

---

◇出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産省告示第 652 号）

［官報］ 令和 4 年 3 月 30 日　号外　第 68 号　180 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680180f.html

---

◇医師法施行令の一部を改正する政令（政令第 131 号）

［官報］ 令和 4 年 3 月 30 日　号外　第 68 号　　15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220330/20220330g00068/20220330g000680015f.html

あらまし

◇医師法施行令の一部を改正する政令（政令第 131 号）（厚生労働省）

１　大学が行う臨床実習において、医学を専攻する学生が行うことができない医業は、処方箋の交付とすることとした。（第一三条関係）

２　この政令は、令和五年四月一日から施行する ことととした

医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和 4 年 3 月 30 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 131 号

医師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条の二第一項の政令で定める医業）

第十三条　法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　　後藤　茂之

内閣総理大臣　　岸田　文雄

****

[10] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 63 例目）

＜環境省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110886.html

・北海道の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 61、62 例目）

＜環境省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110882.html

・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 60 例目）

＜環境省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110880.html

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 31、50 例目）の野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110879.html

・宮城県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 17 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220330.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220330_4.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・ひびや傷がもとに戻る「自己修復」プラスチック　東大など開発に成功

＜朝日新聞　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3X2VXJQ3SULBJ00P.html

割れたりひびが入ったりしても、押しつけてしばらくすれば元に戻る自己修復プラスチックを、東京大学の相田卓三教授らの研究チームが開発した。ふつうのプラスチックに少量混ぜるだけで自己修復する性質を持たせられる可能性があるという。スマホや自動車などに使えそうだ。日本化学会の年会で 26 日、発表した。

相田さんたちは 2018 年、「ポリエーテルチオ尿素」という材料を使い、割れたかけらを室温で押し当てていれば、自然に元通りにくっつくプラスチックを開発した。

研究チームは今回、このプラスチックを 2 割ほど、自己修復しない別の種類のプラスチックに混ぜてみた。すると、室温で自己修復する特徴を持ったプラスチックができた。

プラスチックは、多くの分子が鎖のようにつながり、からみあってできている。プラ製品が割れると、この分子の結びつきがほどける。修復するには通常、高温で溶かしてからみあいを戻す必要がある。

開発したプラスチックでは、ほどけた分子の鎖が「水素結合」というしくみで固定され、修復される。割れたプラ同士を室温で 1 時間ほど押しつけると、強度が完全に回復する。目に見えないプラ内部に生じた傷も元に戻るという。

今後は材料の割合を工夫する…

・レアメタル使わない「熱電発電」開発　安全で低コスト、省エネに期待

＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3T5Q6QQ3QULBJ015.html

金属に生じた温度差を電気に変える「熱電発電」の研究が進む。主流だったレアメタルを材料に使わず、鉄やアルミニウムなどありふれた金属でコストを下げる技術も登場。未利用熱を有効に使うことで省エネにつながると期待されている。

物質・材料研究機構（茨城県つくば市、NIMS）や大手自動車部品メーカーのアイシン（愛知県刈谷市）などは、熱電発電モジュール（熱電発電素子）と呼ばれる半導体の一種を鉄とアルミニウム、シリコンのみで作った。

熱電発電素子は、物質内の温度差が電圧に変換される現象「ゼーベック効果」を利用する。モジュールの片側を体温などで温め、片側を空気で冷やすことで、発電できる仕組みだ。

体温と室温の温度差で発電する素子が腕時計など一部で利用されている。ただ、研究の主流はレアメタルのテルルやビスマスなどを使うため、コストがかかるうえ毒性もあり、実用化はあまり進んでいなかった。

NIMS などがレアメタル不使用で開発した素子が生み出せる電気は、温度差 5 度で 1 平方センチあたり約 100 マイクロワット。試作した素子で LED を点灯させたり、無線でデータを送信したりすることに成功した。

テルルとビスマスを使う素子に比べ、性能は少し劣るものの、材料コストは 5 分の 1 にできるという。

レアメタルを使わない熱電発…

◇*その他*

・日本人留学生、過去最少 1487 人　前年度から 99%減　20 年度

＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z5QMKQ3YUTIL037.html

2020 年度に海外に出た日本人留学生は 1487 人で、調査を始めた 03 年度以降、過去最少になった。文部科学省などが 30 日に発表した。19 年度と比べて 98・6%も減った。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が影響した。

文科省などによると、コロナ禍前、日本人留学生は増加傾向にあり、18 年度は過去最高の 11 万 5146 人、19 年度は 10 万 7346 人だった。だが、感染が広がった 20 年度は、留学先として人気だったアメリカ、オーストラリアや韓国も含め、ほぼ全ての国で日本人留学生が 9 割以上減った。

一方、海外からの留学生は 2…

・東大、ウクライナ侵攻で影響受けた学生らを受け入れへ　渡航費も補助

＜朝日新聞　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3Z51B1Q3ZUSPT00G.html

東京大学は 30 日、ロシアによるウクライナ侵攻によって教育や研究を続けられなくなった学生や研究者を、一時的に受け入れると発表した。来年 3 月末まで、まずは数十人程度を受け入れるとしている。

対象は、侵攻によって安全に学ぶ場や研究の場を確保できなくなった学生や研究者で、国籍は問わない。学生

については、学位を与えない非正規生として東大の教員が研究指導を行う。研究者は原則無給で、取り組んでいる研究を継続できるように支援する。東大のサイトに掲載されている大学院研究科や研究所の特別プログラムに申請し、審査を通れば支援を受けることができる。

　受け入れる学生や研究者には…

****

[付録]

◇ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！－SNS での義援金詐欺－

＜国民生活センター　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220325_1.html

ウクライナ情勢を悪用した詐欺トラブルが生じていますので、注意してください。

相談事例

SNS でウクライナへの義援金を募集していたので寄付したが、詐欺の可能性があるとわかった。返金してほしい

　ウクライナでロシアの軍事侵攻が激しさを増してきたため、何か自分にもできないかと思っていたところ、SNS で義援金を募集していたので、クレジットカード決済で 1,000 円を募金した。ところが数日後、SNS に、募金した義援金サイトは偽物の可能性があると表示された。だまされたと思うので返金を求めたい。

（2022 年 3 月受付　30 歳代　男性）

消費者へのアドバイス

　上記のような手口のほかにも、今後、ウクライナ情勢に関連した様々なパターンのトラブルが生じる可能性がありますので、十分に注意してください。

　少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

********** 以上 **********